

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
認定審査規程

2022年8月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が実施する URA スキル認定制度におけるスキルの認定審査（以下「認定審査」という。）並びに認定審査結果に対する不服審査に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(認定審査)

第2条 認定審査は、次の期間毎又はいずれかで実施するものとする。

- (1) 前期 4月～9月の定められた期間
- (2) 後期 10月～翌年3月の定められた期間

2 認定審査は、次のとおり実施する。

- (1) 申請者は、定められた期間内に、別に定める申請書類を機構の指定する窓口（以下「事務局」という。）に提出する。
- (2) 事務局は、機構長及び事業運営会議に申請があった旨を報告するとともに、申請者から提出された申請書類を、審査委員会に送付する。
- (3) 審査委員会は、認定 URA については申請書類を審査し、認定専門 URA については申請書類及び面接によって審査し、当該審査結果を取りまとめた上で、認定委員会に認定審査の合否判定結果を報告する。
- (4) 認定委員会は、認定審査の合否判定結果の報告に基づき、認定の可否案を作成し、事業運営会議に報告する。
- (5) 認定委員会での審議に際し、申請者の氏名、所属等、本人が特定される情報は非開示とすることを原則とする。
- (6) 事業運営会議は、認定委員会からの認定の可否案の報告に基づき、認定の可否を決定し、機構長の承認を得て申請者に認定審査の結果を通知する。

3 前各項に掲げるもののほか、認定審査に必要なことは、別に定める。

(不服審査)

第3条 機構は、認定審査において認定否となった者からの不服申立てに係る不服審査について、次のとおり実施する。

- (1) 不服申立てを行う者（以下「不服申立て者」という。）は、別に定める不服申立て書に必要事項を記載し、認定否の結果開示の通知を受けた日の翌日から 14 日以内に事務局に提出する。
- (2) 事務局は、機構長に不服申立てがあった旨を報告するとともに、不服審査委員会に不服申立て書を送付する。

- (3) 不服審査委員会は、速やかに不服審査を行い、事業運営会議に審査結果を報告する。
- (4) 事業運営会議は、不服審査委員会からの報告に基づき、認定審査の結果（認定否）の変更の可否を決定し、機構長の承認を得て不服申立者に結果を通知する。
- (5) 事業運営会議での審議に際し、不服申立者の氏名、所属等、本人が特定される情報は非開示とすることを原則とする。
- (6) 機構は、特段の事情がない限り、第1号に定める不服申立ての期間が終了した日の翌日から起算して90日以内に不服申立者に第4号に定める結果を通知する。
- (7) 不服申立ての結果、認定否の結果が変更された場合、当該変更の時期に関わらず認定期間の開始日は、審査を申請した期の翌期の初日からとする。
- (8) 前各号に定めるもののほか、不服審査に必要なことは、別に定める。

#### (認定委員会)

第4条 認定委員会は、審査委員会からの認定審査の合否判定結果の適否を判断し、以下のいずれかにより作成した認定可否案を事業運営会議に報告する。

- (1) 審査委員会からの認定審査の合否判定結果を適切と判断した場合は、合否判定結果を認定の可否案とする。
  - (2) 審査委員会からの認定審査の合否判定結果が適切でないと判断した場合は、審査委員会と調整して、認定の可否案を作成する。
- 2 認定審査の合否判定結果の適否の判断基準は、別に定める。
- 3 認定委員会の構成及び審議に必要なことは、別に定める。

#### (審査委員会)

第5条 審査委員会は、各申請者に対する審査員の評価結果を基に、合否判定を行い、認定委員会に報告する。

- 2 審査委員会は、認定URAと認定専門URAに分けて設置する。ただし、後者における審査委員会は、専門業務区分毎に設置するものとする。
- 3 申請者が多数の場合は、各審査委員会を複数設置することができる。
- 4 審査委員会の構成及び審査に必要なことは、別に定める。

#### (不服審査委員会)

第6条 不服審査委員会は、不服申立及び当初の審査結果に基づき、当初の認定結果の変更の必要あるいは不必要を判断した上で、事業運営会議に報告する。

- 2 不服審査委員会の構成及び審議に必要なことは、別に定める。

#### (認定審査結果の公表)

第7条 機構は、認定に関する以下の情報を、公表するものとする。ただし、第3号については、当該者の退任後とする。

- (1) 期毎の申請者数及び認定者数

- (2) 認定者の氏名
- (3) 審査員並びに不服審査委員会委員の氏名

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、認定審査及び不服審査に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年10月21日から施行し、2022年9月30日から適用する。

附 則

この規程は、2023年1月13日から施行する。